

おいらせ町津波避難計画

令和8年4月修正

おいらせ町

目 次

第1章 総則	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の適用範囲	1
3 用語の意味	1
第2章 津波避難計画	2
1 津波浸水想定	2
(1) シミュレーションの設定等	2
(2) 浸水想定区域	4
(3) 津波の水位・影響開始時間等について	7
2 避難対象地域の指定	7
3 避難困難地域	8
(1) 避難可能時間	8
(2) 避難可能距離	8
(3) 避難目標地点の設定	9
(4) 避難困難地域の抽出	10
(5) 避難困難地域の対策	11
4 避難場所、避難方法	14
(1) 避難場所	14
(2) 避難路の指定	16
(3) 指定一般避難所への移送	16
(4) 緊急避難施設の指定	16
(5) 指定福祉避難所	19
(6) 避難方法等	21
5 実効性の検証	22
(1) 検証内容	22
(2) 検証結果の総括	22
第3章 初動体制	22
1 動員計画	22
2 職員等の初動体制	22
(1) 発災直後における災害応急対策	22
(2) 防潮水門等の閉鎖措置	23
(3) 避難者誘導	25
(4) 避難所等の開設	25
(5) 避難者の移送	27
(6) 各指定一般避難所等への物資輸送	27
第4章 津波情報の収集・伝達	28
1 津波警報等の発表基準と津波の高さ予想区分	28
2 津波予報の発表基準と発表内容	28
3 地震情報・津波情報の種類	29
4 津波警報等の伝達	30
第5章 避難指示	30
1 避難指示の発令基準	30
2 警報等区分別避難指示地域	31
3 避難指示の発令手順	32
4 避難指示の伝達方法	32

第6章 津波対策等の普及・啓発	32
1 普及・啓発すべき内容	32
2 普及・啓発の手法等	32
(1) 防災安全マップの配布	32
(2) 自主防災組織結成の促進	32
(3) 自主防災組織リーダーの育成	33
(4) 防災教育の実施	33
(5) 被害記録等の保存・伝承	33
(6) 避難訓練	33
第7章 その他留意点	33
1 観光客、釣り客等の避難対策	33
(1) 情報伝達	33
(2) 看板・誘導標識の設置	33
2 避難行動要支援者の避難対策	34
(1) 避難行動の援助	34
(2) 社会福祉施設、学校、医療施設の管理者等の避難対策	34
参考資料	35
参考資料1 各条件の詳細と検証結果	35
(1) 避難困難地域外	36
(2) 最大波避難困難地域	37
(3) 第1波避難困難地域	38
(4) 避難困難地域から避難対象区域外	39

第1章 総則

1 計画策定の目的

平成23年3月11日、マグニチュード9.0という日本の地震史上最大の東北地方太平洋沖地震が三陸沖で発生し、おいらせ町でも震度5強の強い揺れを観測した。この地震による津波は推定8メートルの高さに達し、町民の生活・経済基盤に甚大な被害をもたらした。

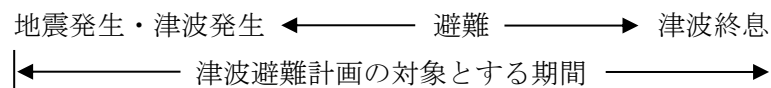
本計画はこの東日本大震災時の教訓を踏まえ、また、おいらせ町地域防災計画（地震・津波災害対策編）（以下「町地域防災計画」という。）を受け、将来発生が予想される最大クラスの津波に対する避難対策について定め、住民の生命と身体の安全の確保を図ることを目的とする。

また、津波防災対策の実施状況、避難訓練等による実証や社会情勢の変化に応じて、随時見直していくものとする。

2 計画の適用範囲

この計画は、津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民等の生命、身体の安全を確保するために、円滑な津波避難を行うためのものである。

従って、山・崖崩れ、延焼火災、余震による家屋倒壊の危険のある場合等の避難計画、あるいは被災による避難生活を円滑に行うための避難生活計画については、町地域防災計画等に定めるところによる。



3 用語の意味

この計画で用いる用語の意味は、次に定めるとおりとする。

用語	意味
津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深。
避難対象地域	津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要な地域。
避難困難地域	津波の到達時間までに、町が定める避難目標地点まで距離があるため避難できない地域。
避難路	避難する場合に多くの避難者の通行が予想される道路で、町が指定するもの。
避難経路	避難する場合の経路で、自主防災組織や住民等が設定するもの。
避難目標地点	大津波警報が発表された際に津波の危険から回避するため、避難行動を開始する際に第一に目標とする地点。

用語	意味
緊急避難施設	津波の到達予想時まで避難目標地点に到達することが困難な者が、津波の危険から生命を守るために一時的に緊急避難するための建築物等で町が指定する施設。
大津波避難場所	避難目標地点の次に目標とする場所であり、津波浸水想定区域の外に設定する。生命を守ることを優先した浸水の危険がない高台等であるため、避難所とは異なり毛布や食料等の整備は無い場合がある。
指定一般避難所	避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設として町が指定したもの。
指定福祉避難所	指定一般避難所等の施設では避難生活が困難な者（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）を一時的に滞在させる施設として町が指定したもの。
避難行動要支援者	災害時に自力で避難することが困難な者で、一般的には高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、難病患者、日本語が不自由な外国人を指す。

第2章 津波避難計画

1 津波浸水想定

令和3年5月27日に、青森県が津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定（以下、「県津波浸水想定」という。）を公表した。

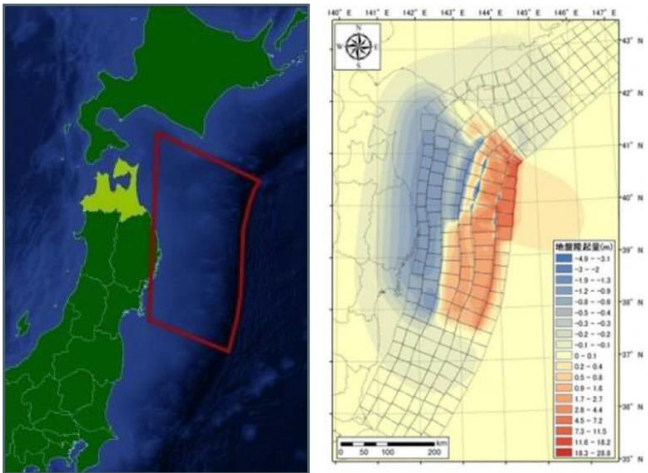
県津波浸水想定を本計画の津波浸水想定として設定する。

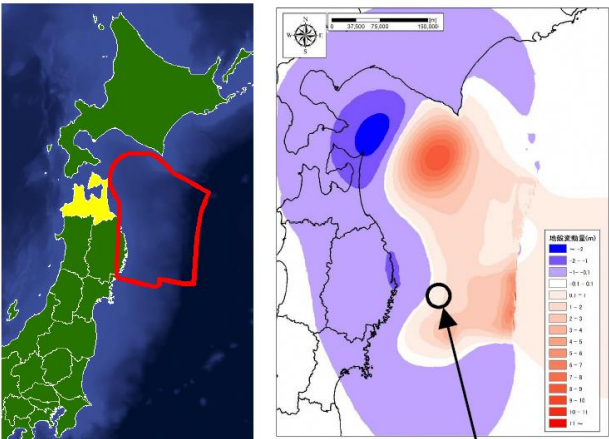
県津波浸水想定の内容は以下のとおりである。

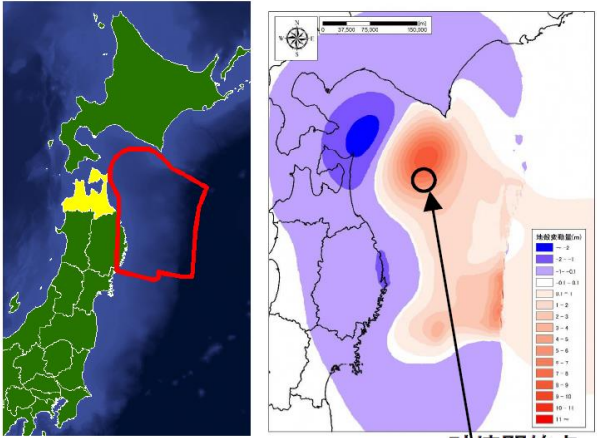
(1) シミュレーションの条件等

ア) 対象津波（最大クラス）の設定

青森県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される地震として選定されたもののうち、おいらせ町が対象となる地震は次の3つである。

対象津波	H24 青森県太平洋側想定地震津波 (NC1)	
マグニチュード	Mw = 9.0	
対象モデル	H24 青森県太平洋側独自断層モデル	
概要	説明	中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」で平成17年6月22日に検討された「三陸沖北部の地震」と「明治三陸タイプ地震」を網羅する津波断層領域を想定した地震
	震源域と地盤変動量	 <p style="text-align: center;">震源域 地盤変動量</p>

対象津波	R2 日本海溝モデル (ケース①) 想定地震津波 (NC20)	
マグニチュード	Mw = 9.1	
対象モデル	日本海溝モデルケース①	
概要	説明	内閣府の「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」により令和2年4月に設定された津波断層モデルによる想定地震。
	震源域と地盤変動量	 <p style="text-align: center;">震源域 破壊開始点 地盤変動量</p>

対象津波		R2 日本海溝モデル (ケース②) 想定地震津波 (NC21)
マグニチュード		Mw = 9.1
対象モデル		日本海溝モデルケース②
概要	説明	内閣府の「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」により令和2年4月に設定された津波断層モデルによる想定地震。
	震源域と地盤変動量	 <p style="text-align: center;">震源域 破壊開始点 地盤変動量</p>

イ) 構造物条件

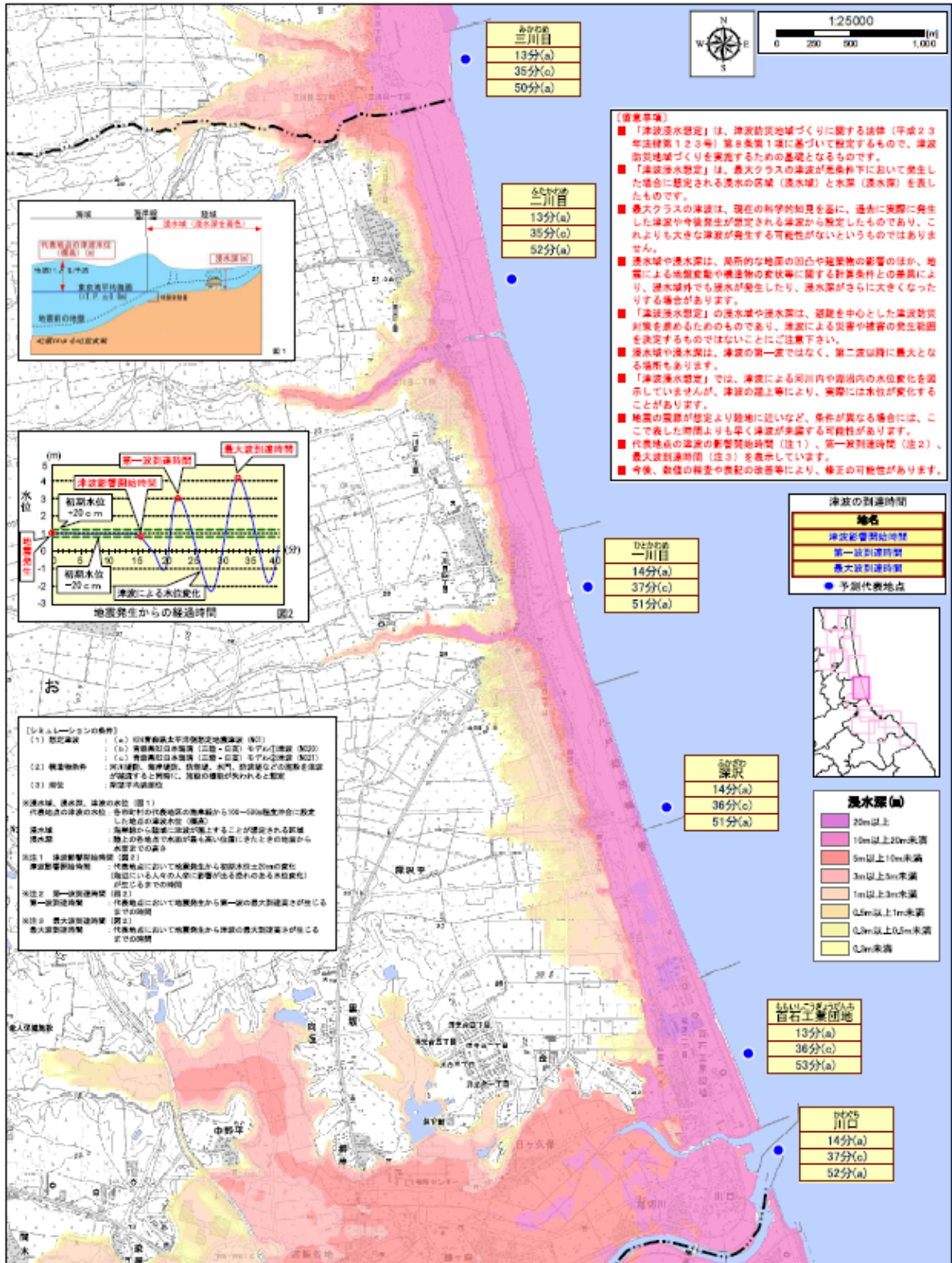
河川堤防、海岸堤防、防潮堤、水門、防波堤などの施設を津波が越流すると同時に、施設の機能が失われると想定。

(2) 津波浸水想定区域

上記(1)のシミュレーション条件により、最大の浸水域と浸水深(津波浸水想定区域)を図で表した青森県津波浸水予測図は、図1のとおりである。

(図1 青森県津波浸水予測図)

青森県下北八戸沿岸における津波浸水想定図 (三沢市6/6~おいらせ町1/2)



※令和三年五月 青森県

(3) 津波の水位・影響開始時間等について

県津波浸水想定によるおいらせ町の津波の水位・影響開始時間等については、次のとおりである。

市町村	海岸線の 最大津波 高 (m)	代表地点 ^{※1}				
		影響開始 時間 ^{※2}	第一波到 達時間 ^{※2}	最大波		代表地 点数
				到達時間 ^{※3}	津波水位 (T. P. m) ^{※3}	
おいらせ町	24.0	13分	35分	51分	21.1	5

※1：各市町村の代表地区の海岸線から、100m～500m程度沖合に設定した地点。

海岸地形の影響を大きく受ける前の、また引き波も含めた潮位の変動を確認するため、水深がある地点で、各市町村に設定。

※2：影響開始時間及び第一波到達時間は、各市町村における複数の代表地点のうち、最速のものを記載。

※3：各市町村における複数の代表地点のうち、最大のとなる津波の到達時間と水位を記載。

2 避難対象地域の指定

避難対象地域は、大津波警報、津波警報、津波注意報（以下、「津波警報等」という。）が発表されたときに避難が必要な地域で、避難指示を発令する際に避難の対象となる地域をいう。

避難対象地域を次のとおり指定する。

区分	避難対象地域	具体的な地区
津波注意報発表時	百石漁港及び沿岸付近	百石漁港 防潮堤より海側（東側） 二の川、一の川、明神川、奥入瀬川のそれぞれの河口付近
津波警報発表時	東日本大震災時に津波が浸水した地域	上欄の地区に加え、次の地区の東日本大震災時に津波が浸水した地域 二川目、一川目、深沢、横道、明神下、川口、堀切川
大津波警報発表時	青森県津波浸水想定区域の全て	上欄の地区に加え、次の地区の青森県津波浸水想定区域 日ヶ久保、藤ヶ森、肴町、大工町、新町、七軒町、いちよう団地、下前田、本町1～6丁目、八幡町、中央町、上新町、苗振谷地、根岸、黒坂、洋光台、向坂、中野平、秋堂、木崎、染屋、間木、木内々、三田、三本木、本村

3 避難困難地域

避難困難地域は、避難可能時間内に安全な場所（避難目標地点）に避難できない地域であり、避難可能時間及び距離を勘案し設定するものとし、その手法については「市町村における津波避難計画策定指針（総務省消防庁）」及び「市町村津波避難計画策定指針（青森県）」（以下、「国・県指針」という。）によるものとする。

なお、範囲が最大となる大津波警報発表時の避難対象地域（青森県津波浸水想定区域の全て）の避難困難地域を抽出する。

（1）避難可能時間

ア) 津波到達予想時間の設定

青森県津波浸水想定津波到達時間（第2章1（3）参照）を本計画における津波到達予想時間に設定する。

当町沿岸部には海拔7.0m～7.5mの防潮堤が整備されている（奥入瀬川河口部から二の川水門以北まで）ことから、第一波到達時間35分を津波到達予想時間とする。

イ) 避難可能時間の設定

避難可能時間は、地震発生後に避難を開始する時間（以下「避難開始時間」という。）から津波到達予想時間までの時間である。

避難を開始する時間は、地震発生後2分経過後（国・県指針参考）とする。

以上から、**避難可能時間は33分間**（35分間－2分間）とする。

（2）避難可能距離

ア) 避難方法の設定

避難可能距離（避難可能範囲）の算定にあたっての避難方法を次のとおり設定する。

- ① 徒歩によること
- ② 海と反対方向に移動すること
- ③ 津波到達予想時刻が近づいたら河川を渡らないこと

上記③の対象河川は青森県が管理する奥入瀬川、明神川、一の川、二の川とする。

イ) 避難可能距離の設定

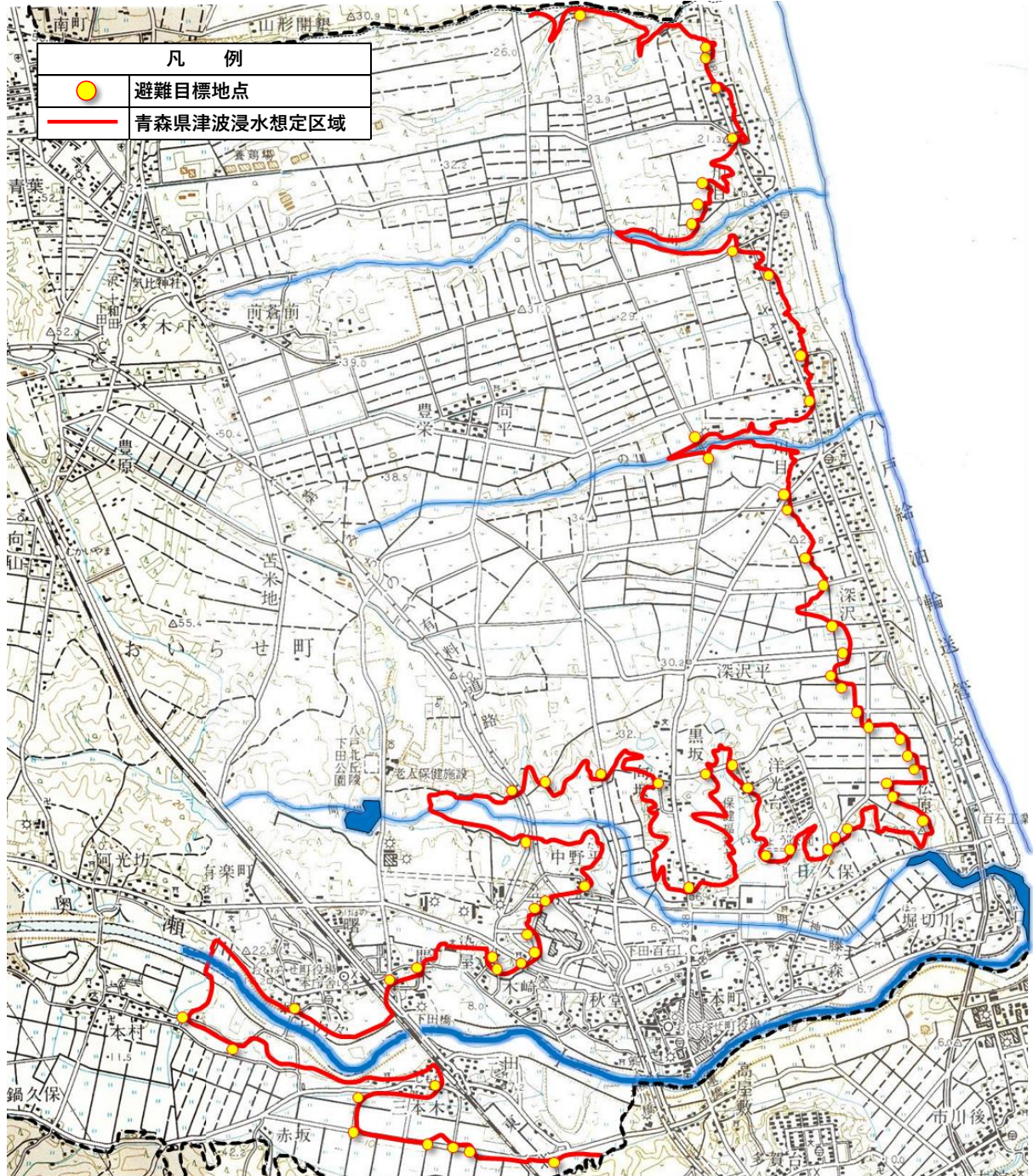
健常者の歩行速度は、国・県指針を参考に1.0m/秒（時速3.6km）を基本とするが、障がい者や乳幼児などの避難行動要支援者について考慮し、避難可能距離の算定に用いる歩行速度は0.5m/秒（時速1.8km）とし、次のとおり設定する。

[避難可能距離] = 歩行速度 × 避難可能時間 = 0.5(m/秒) × 60(秒) × 33(分) = **990m**

(3) 避難目標地点の設定

避難目標地点は、避難行動を開始する時に第一に目標とする場所であり、津波浸水想定区域の外側と道路と交差する地点とし、図2にその位置を示す。

(図2 避難目標地点の位置：詳細な地点は町内会ごと定めるものとする。)

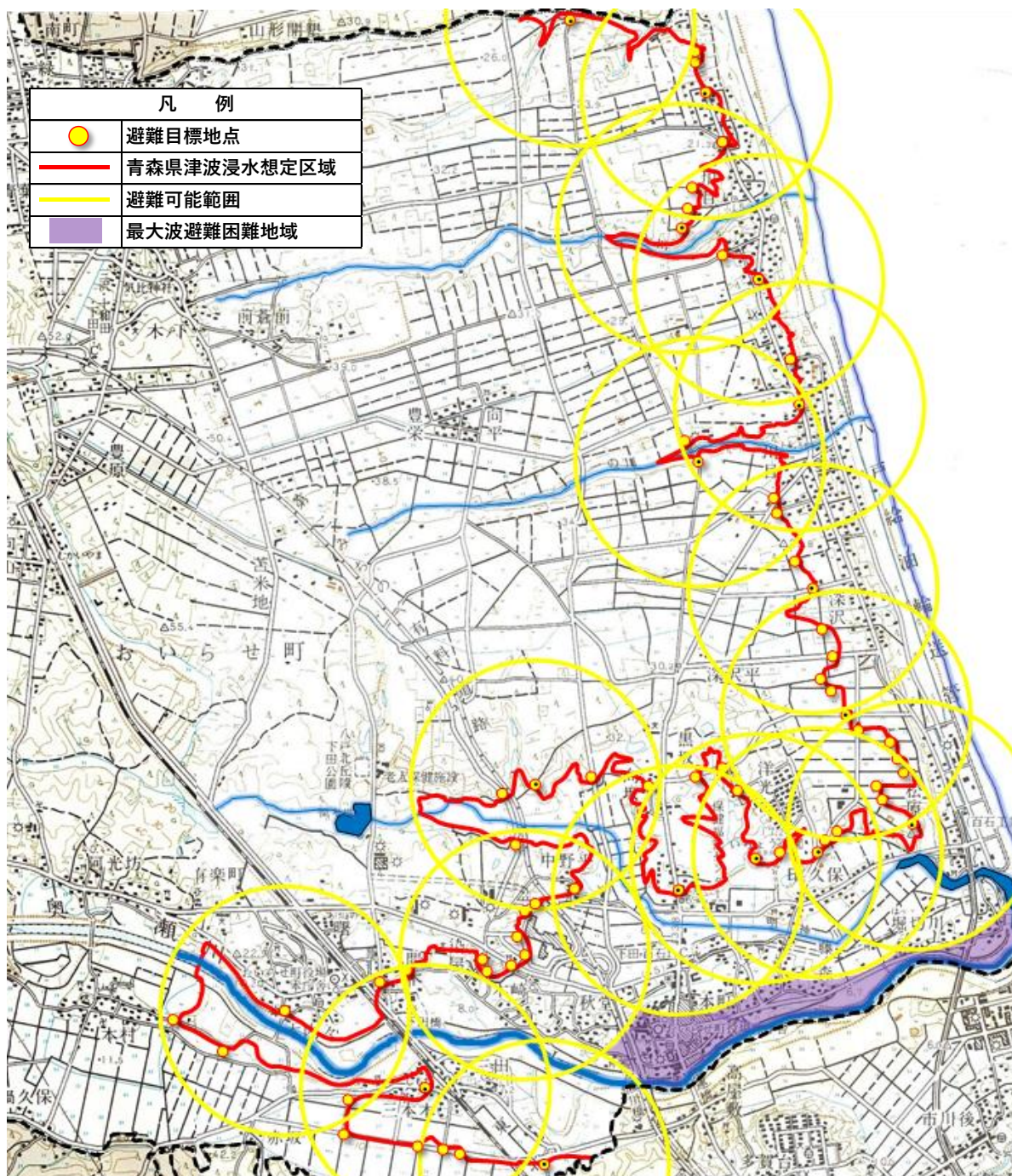


(4) 避難困難地域の抽出

避難目標地点を中心とする半径990m(避難可能距離)の円により、避難可能範囲を表し、津波浸水想定区域内にあって、避難可能範囲から外れる地域を「最大波避難困難地域」として抽出する。

その結果、秋堂、本町、藤ヶ森、堀切川、川口地区の一部が避難困難であることが予想された。

(図3 避難可能範囲及び最大波避難困難地域)



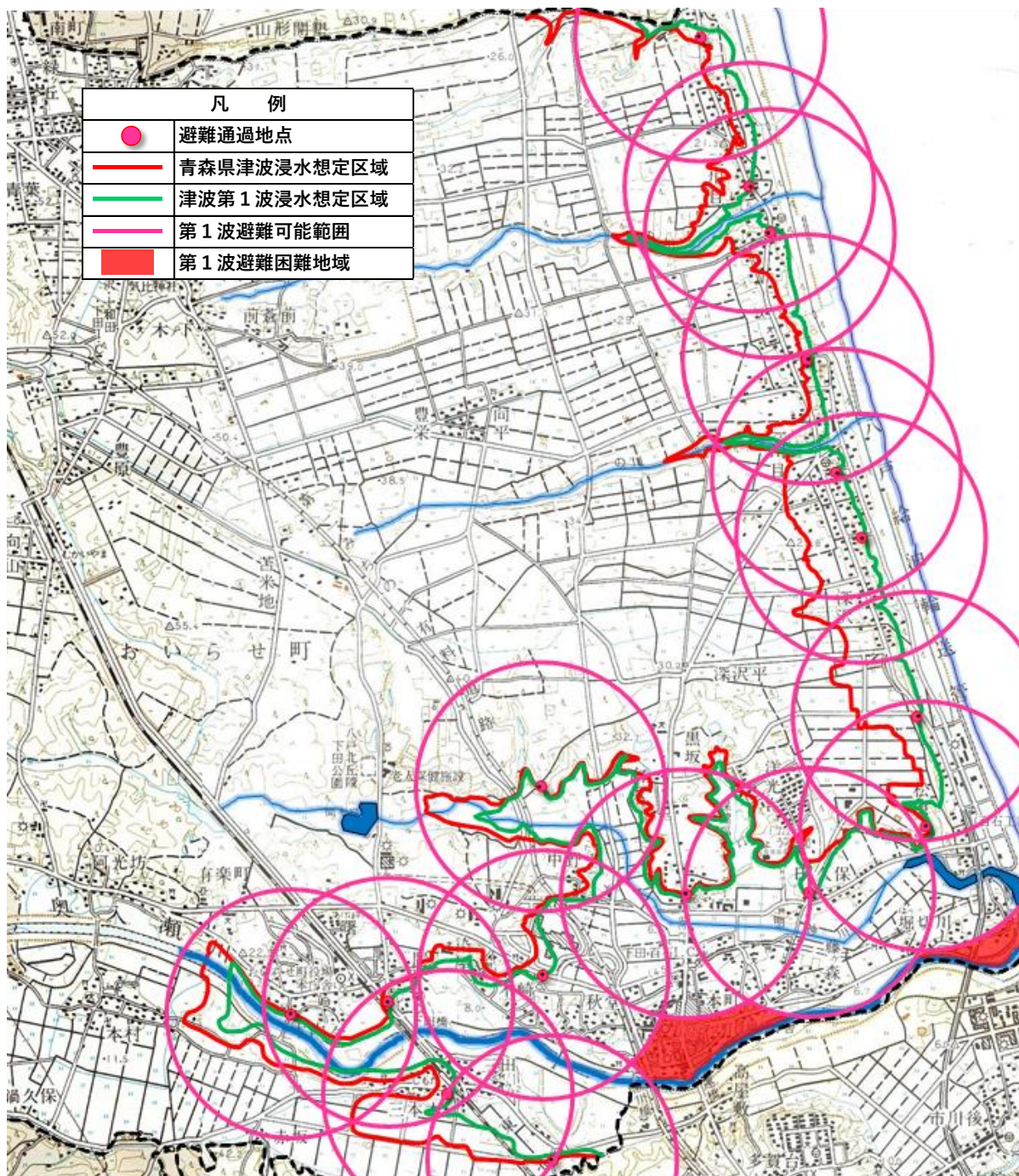
(5) 避難困難地域の対策

ア) 最大波避難困難地域の対策

第1波が到達する前に第1波の浸水域の外へ移動し、その後、最大波が到達する前に青森県津波浸水想定における浸水域の外に移動することで避難が可能と考えることができる。

そこで、第1波が襲来した場合の想定浸水域（以下「第1波浸水想定区域」という。）を町独自に調査し、第1波浸水想定区域の外側と道路と交差する地点（避難通過地点）を中心とする半径990m（避難可能距離）の円により、第1波の避難可能範囲を表す。

(図4 第1波の避難可能範囲及び第1波避難困難地域)



その結果、避難困難地域の範囲は減少した。

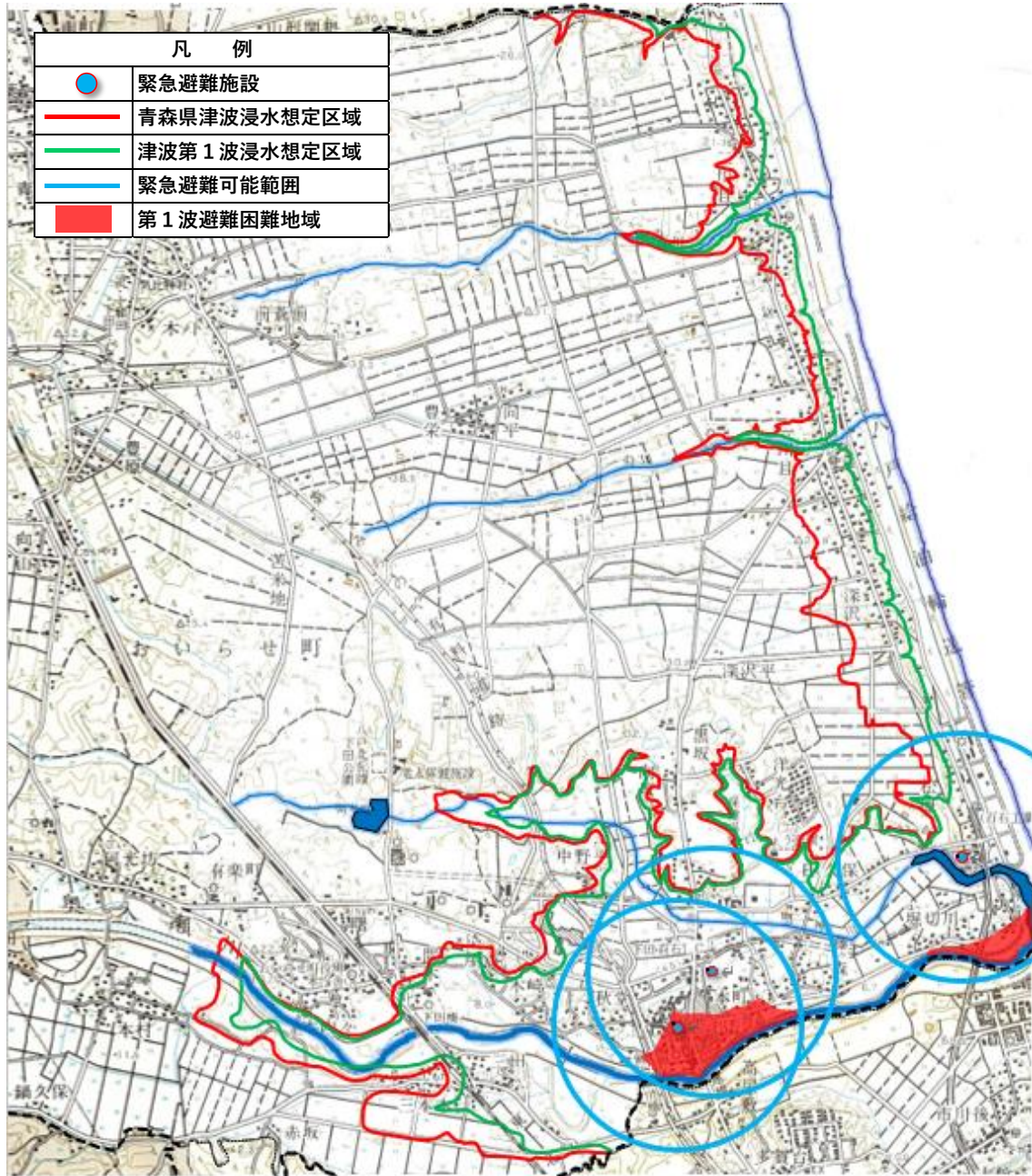
しかし、なおも第1波浸水想定区域内にあって、避難可能範囲から外れる地域が抽出された。当該地域を「第1波避難困難地域」とする。

イ) 第1波避難困難地域の対策

第1波避難困難地域については、緊急避難施設への避難とする。

緊急避難施設を中心とする半径990m（避難可能距離）の円により、避難可能範囲を表すと、第1波避難困難地域の全てが避難可能範囲の中に収まる。

(図5 緊急避難施設の避難可能範囲)



4 避難場所、避難方法

(1) 避難場所

ア) 津波注意報発表時の避難場所

津波注意報発表時は防潮堤より内側（西側）へ避難する。

イ) 津波警報発表時の避難場所

津波警報発表時は次の施設へ避難する。

No.	施設名称
1	二川目地区生活会館
2	甲洋小学校
3	一川目地区生活会館
4	深沢地区コミュニティセンター
5	明神山コミュニティ防災センター
6	いちょう公園体育館

ウ) 大津波警報発表時の避難場所

大津波警報発表時は、避難目標地点（避難対象地域外）へ避難した後、各地区は以下の大津波避難場所へ避難する。

(大津波避難場所及び指定一般避難所)

No.	地区名	大津波避難場所	主な指定避難所
1	二川目	二川目北 甲洋小学校	甲洋小学校 百石中学校
2	一川目	甲洋小学校 一川目南	
3	深沢	深沢	いちよう公園体育館
4	日ヶ久保	松原 いちよう公園体育館	
5	洋光台	いちよう公園体育館	百石中学校
6	根岸	百石中学校	
7	向坂	百石中学校	いちよう公園体育館
8	横道	松原	
9	明神下	松原	
10	百石工業団地	松原	
11	川口	松原 (緊) 明神山防災タワー	
12	堀切川	いちよう公園体育館 松原 (緊) 明神山防災タワー	
13	藤ヶ森	いちよう公園体育館 (緊) 百石高校 3, 4階	
14	本町	百石中学校 染屋入口交差点 (緊) 百石道路避難階段 (緊) 役場分庁舎 (緊) 百石高校 3, 4階	百石中学校 いちよう公園体育館 町民交流センター 下田中学校
15	苗振谷地	百石中学校 染屋入口交差点	
16	秋堂	染屋入口交差点	町民交流センター 下田中学校
17	木崎	染屋入口交差点	
18	染屋	染屋入口交差点	
19	中野平	中野平集会所	
20	間木	稲荷神社(間木)	下田小学校
21	木内々	町民交流センター	
22	三田	奥入瀬川南岸土地改良区記念碑	
23	三本木	奥入瀬川南岸土地改良区記念碑	
24	本村	下田小学校	

津波や被害の状況により、指定避難所へ移動する。

注：(緊) は緊急避難施設のことである。津波浸水想定区域内に立地するが、津波が及ばない高さに避難スペースがあるなどの理由により、避難対象地域外への移動が間に合わない場合に緊急的に避難できる場所。

(2) 避難路の指定

避難路は、町地域防災計画に定める「緊急輸送（避難）路」のうち地震津波の指定をしている路線を基本とする。

ただし、自主防災組織や住民等それぞれが、避難経路（避難路に至る経路や、避難路以外の経路）を設定できるものとする。

(3) 指定一般避難所等への移送

大津波避難場所へ避難した場合であって、かつ次に掲げるときは、町（災害対策本部）はバス等の車両を手配し指定一般避難所等へ移送する。

- a 大津波警報等が解除されないとき
- b 自宅が被災して戻れないとき
- c 大津波避難場所が指定一般避難所等に指定されている施設であって、避難者数とその施設の避難可能人数を超えるとき

なお、被害が道路や車両にまで及んだ場合は、状況に応じた対策をとることとする。また、実際の移送先については、津波以外の災害（地震による家屋倒壊等）により避難している者等の状況を考慮し、使用可能な道路や避難施設の状況に応じて町（災害対策本部）が決定する。

(参考・青森県津波浸水想定区域外に位置する主な指定一般避難所)

No.	施設名称	所在地	備考
1	甲洋小学校	一川目四丁目 6-10	大津波避難場所
2	下田小学校	館越 38-1	大津波避難場所
3	木ノ下小学校	青葉六丁目 50-184	
4	百石中学校	東下谷地 116	大津波避難場所
5	下田中学校	立蛇 114-3	
6	木ノ下中学校	上久保 22-2	
7	百石高等学校	苗平谷地 46	
8	町民交流センター	中下田 125-2	大津波避難場所
9	いちょう公園体育館	沼端 14-161	大津波避難場所
10	中央公民館	中下田 159	
11	北公民館	青葉二丁目 50-1395	
12	勤労者研修センター	沼端 14-165	
13	木ノ下児童センターみらい館	青葉二丁目 50-72	

(4) 緊急避難施設の指定

ア) 緊急避難施設の性格

緊急避難施設は、避難対象地域内に立地する建築物等であって、耐震性を有しかつ想定浸水深より高い地上高の階層を有することにより、津波からの危険回避が可能である施設を指定するが、津波浸水想定区域内に立地しているため、津波の規模が想定を超えた場合に「さらに高く、海から遠くへ逃げる」といった避難行動が不

可能になることが予想され危険である。

そのため、津波避難の場合においては、津波浸水想定区域（避難対象地域）外への避難を優先することとし、緊急避難施設への避難は次に掲げる場合とする。

- a 逃げ遅れや歩行困難な避難行動要支援者であることにより、津波の到達までに避難目標地点（避難対象地域外）へ避難することが困難な場合
- b 避難困難地域から避難する場合

緊急避難施設は、本来避難施設ではない民間建物等が含まれており、食料等の備蓄等の整備がない場合もある。そのため緊急避難施設はあくまで一時的な避難先とし、時間の経過により安全に移動することが可能となった場合は、指定一般避難所等へ移動・移送する。

イ) 緊急避難施設の指定

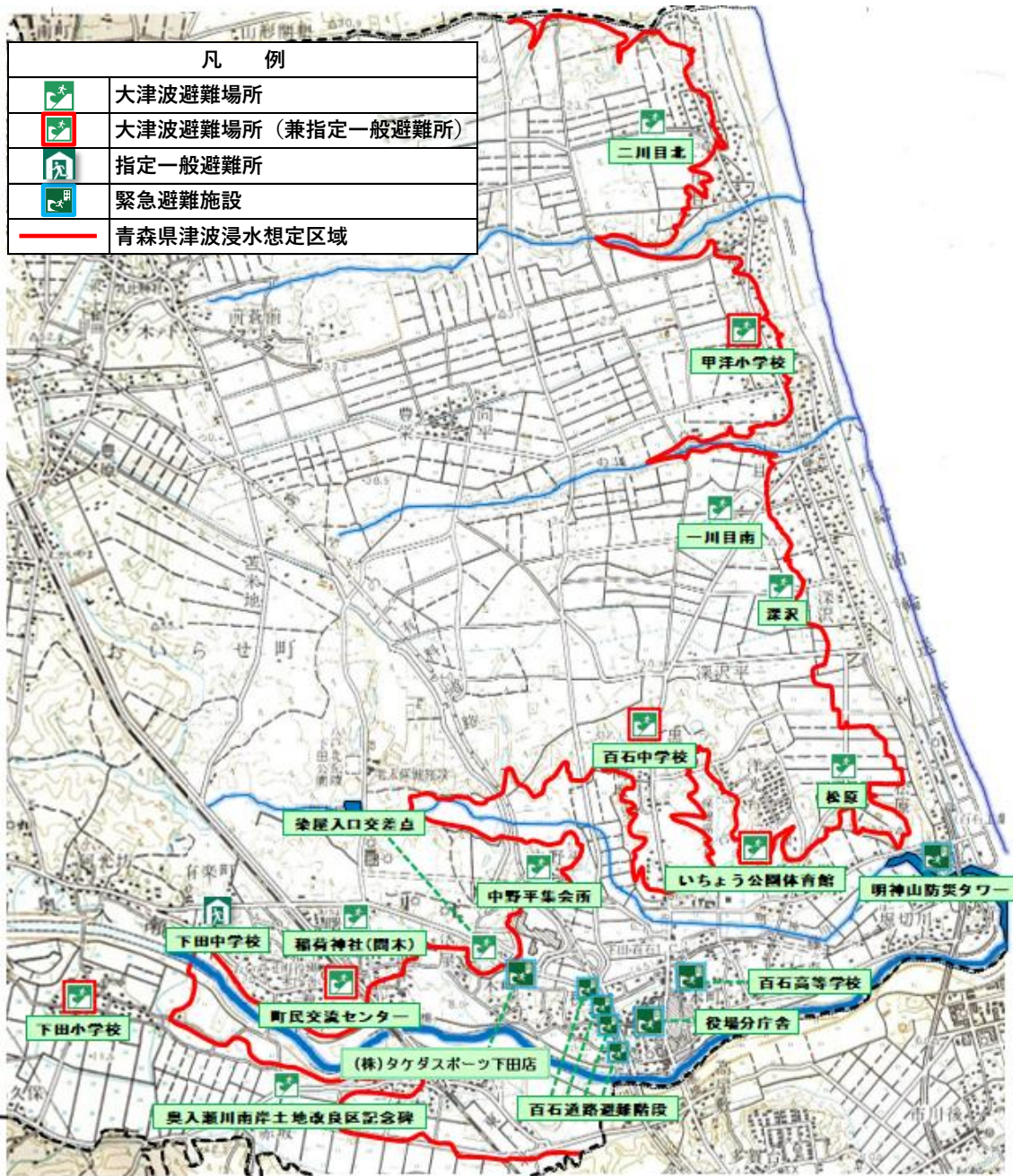
緊急避難施設は、次に掲げる建築物等を指定する。また、位置は図6に示す。

No.	名 称	※基準水位	避 難 階	面積 (㎡)	避難可能 人数(人)	備 考
1	明神山防災タワー	9.3m	2 F (避難室)	172	134	津波避難タワー
2	百石高等学校	6.8m	4 F 3 F	2,120	1,000	津波避難ビル
3	おいらせ町役場分庁舎	5.4m	4 F 3 F	936	400	津波避難ビル
4	ゼビオ(株)ネクサスカ ンパニータケダスポー ツ下田店	2.0m	4 F (営業時間外：外階段)	1,320	1,000	津波避難ビル
5	百石道路1号避難階段	4.8m	—		100	
6	百石道路2号避難階段	5.7m	—		100	
7	百石道路3号避難階段	5.5m	—		100	
8	百石道路4号避難階段	4.3m	—		100	

※津波が陸上へと浸水し建築物に衝突した際には、せき上げによる水位の上昇が発生する。

浸水深に対してせき上げ高を加算した値を、基準水位という。

(図6) 大津波避難場所、緊急避難施設等の位置

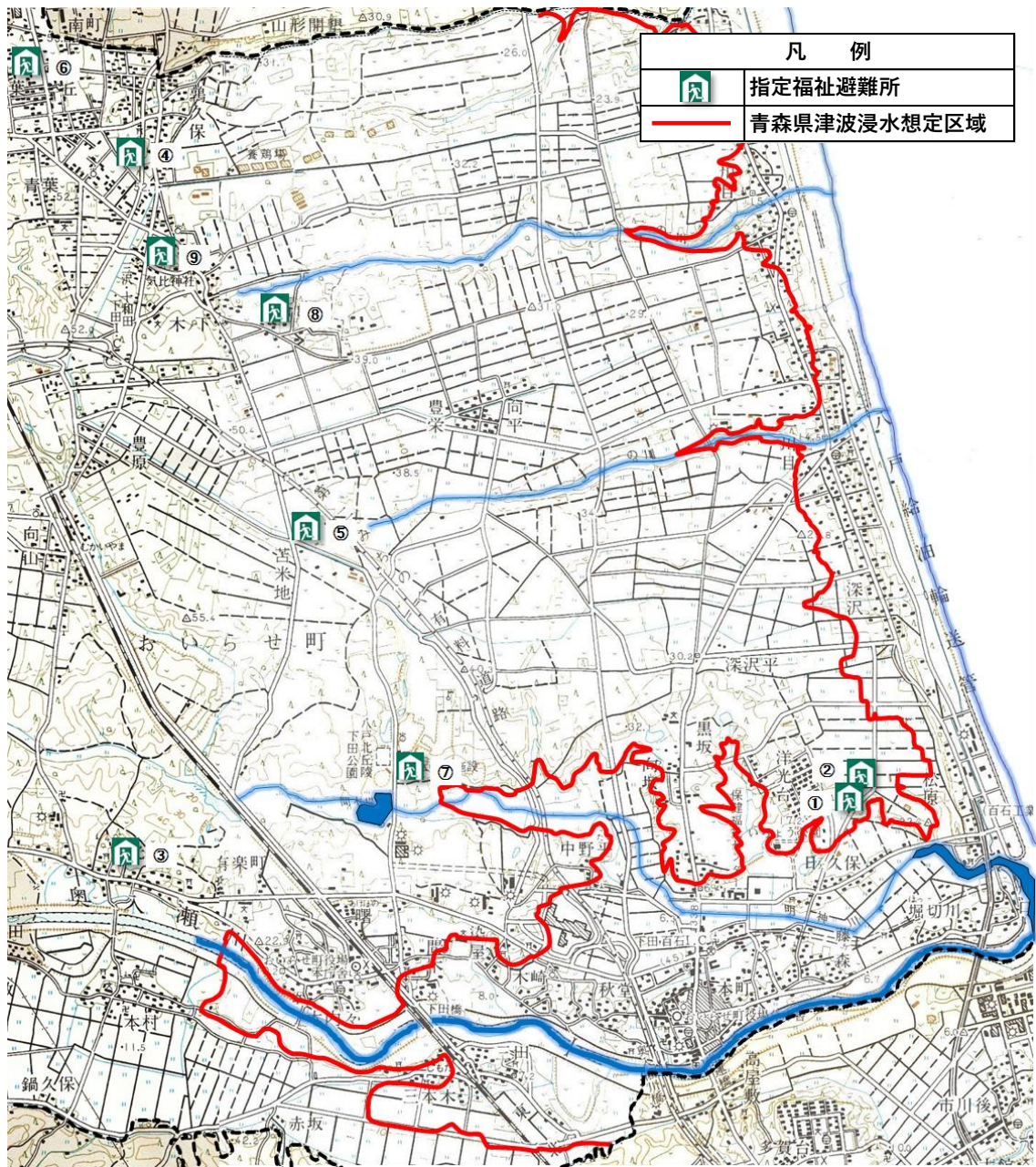


(5) 指定福祉避難所

指定福祉避難所は、高齢者や障がい者など、災害時に援護・介助が必要な人の避難先として、バリアフリーや介助員の配置等の要件を備え、町が指定する避難所である。

町（災害対策本部）は、介助等が必要な避難者の対象施設への受入要請及び移送を行う。

(図7 青森県津波浸水想定区域外に位置する指定福祉避難所)



(参考・指定福祉避難所)

施設等名称	所在地	位置
社会福祉法人 奥入瀬会	沼端 370-1	
特別養護老人ホーム百石荘	沼端 370-1	①
ショートステイ百石荘	沼端 370-1	①
ケアハウス百石荘ゆうゆう庵	沼端 377-1	①
デイサービスセンターたんぼぼ	沼端 370-1	①
グループホームあゆみの里	東下谷地 618	②
デイサービスセンターあゆみの里	東下谷地 618	②
有料老人ホームあゆみの里	東下谷地 622	②
デイサービスセンター阿光坊の郷	阿光坊 105-110	③
ショートステイ阿光坊の郷	阿光坊 105-110	③
特別養護老人ホーム阿光坊の郷	阿光坊 105-110	③
住宅型有料老人ホームガーデンプレイスおいらせ	鶉久保 3-42	④
デイサービスセンターガーデンプレイスおいらせ	鶉久保 3-42	④
社会福祉法人 誠友会	向山東二丁目 2-1263	
特別養護老人ホーム木崎野荘	向山東二丁目 2-1263	⑤
ショートステイ特別養護老人ホーム木崎野荘	向山東二丁目 2-1263	⑤
デイサービスセンター木崎野	向山東二丁目 2-1263	⑤
グループホームいこいの森	緑ヶ丘一丁目 50-2077	⑥
医療法人 仁泉会	八戸市河原木字八太郎山 10-81	
介護老人保健施設しもだ	山崎 2592-7	⑦
グループホームわたぼうし	山崎 2592-7	⑦
有料老人ホーム しらとり荘	山崎 2595-1	⑦
社会福祉法人 昭壽会	浜道 133-3	
障がい者支援施設あかしや寮	浜道 133-3	⑧
株式会社スマイルタカラ	上久保 61-161	
住宅型有料老人ホームマリーゴールド	上久保 61-161	⑨
医療法人 正恵会	上前田 21-1	
療養医療施設医療法人正恵会石田温泉病院	上前田 21-1	-
医療法人正恵会ショートステイいしだ	上前田 21-1	-
医療法人正恵会石田温泉病院デイケアセンターわの里	上前田 21-1	-

注：上記に掲げる町内施設のほか、八戸定住自立圏構成市町村（八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村）の指定福祉避難所に対して避難行動要支援者の避難受入を要請することができる。

(6) 避難方法等

ア) 避難方法の前提

避難方法の前提は、次のとおりとする。

① 徒歩によること

次の理由により、原則として移動する方法は徒歩による。

- ・ 家屋・電柱等構造物の倒壊や落下等、または道路の液状化現象の発生により車両等が走行できないおそれがあること
- ・ 多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等の発生を誘発し、津波に飲み込まれるおそれが高いこと
- ・ 自動車等の利用が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれが高いこと

避難行動要支援者等、徒歩による避難が困難な場合、または避難の初動が遅れた場合等は自動車等の使用を妨げないが、次の事項に留意する。

【 やむを得ず自動車等により避難する場合の留意事項 】

- 1 家族等可能な限り乗合で移動し、走行車両数を抑制し渋滞等発生の原因とならないよう考慮する。
- 2 渋滞が発生した場合は、ただちに路肩や道路外に駐車し、徒歩により避難する。その際、緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロック等はせず、エンジンキーは付けたままにする。

② 海と反対方向に移動する

海と反対方向（＝高台等）に避難することにより、想定以上の津波があった場合でもさらなる避難が可能となる。

③ 率先して避難する

家族や隣近所に声をかけ、率先して避難する。その際、高齢者や子ども等に対して可能な範囲で避難を補助する。

④ 非常持出品を携帯する

最大クラスの津波が発生してからの数日間は、流通が機能しなくなり、食料品等生命を維持するため必要な物資が調達できないおそれがある。

町（災害対策本部）も別に定める備蓄計画により物資の備蓄を行うが、流通の復旧まで期間を要する場合等もあり、公的備蓄のみで賄いきれないおそれがある。

そのため、携帯可能な範囲で食料品、飲料水、服用している薬など生命の維持に必要なもののほか、携帯ラジオや懐中電灯などを非常持出品として避難の際に携帯する。

⑤ 命を守る最善の避難方法を選択する

上記の避難方法はあくまで基本であり、状況に応じて各自が最善の避難方法を選択し実行する。

イ) 洋上に滞在する者等の避難方法について

漁業者等、津波警報等発表時に洋上に滞在していた者については、「漁船避難ルール」等、各自が定めるルール等に従うものとする。

5 実効性の検証

(1) 検証内容

避難困難地域の対策や避難場所の設定について、実効性を確認するため検証を行った。検証内容は次のとおりである。

概要	地域住民の方に自宅から避難目標地点等まで移動（避難）していただき、移動に要した時間を計測する。 設定した避難目標地点等まで、設定した時間内に移動することができるか、4つの条件に分けて検証する。
期間等	令和3年11月6日、11月13日（2日間） ※天候は両日とも晴れ
津波区分	大津波警報（青森県津波浸水想定区域の全てが避難対象地域の場合）
移動手段	徒歩
検証件数	85件（重複があったため参加者数は81名） ※参加者は全て徒歩移動が可能な方

(2) 検証結果の総括

全ての条件において、避難可能時間として設定した33分以内に移動（避難）が完了したという結果になった。※各条件の詳細や検証結果については参考資料1を参照。

このことから、避難困難地域の対策や避難場所の設定について、実効性があるといえる。

なお、本検証の参加者は、全て徒歩移動が可能な方であったため、徒歩移動ができない方など、自力で避難することが困難な方の対策については、後述の「第7章その他留意点 2 避難行動要支援者の避難対策」によるところとする。

第3章 初動体制

1 動員計画

職員の配備基準及び連絡体制等については、町地域防災計画 第2章第3節（動員計画）に定めるとおりとする。

2 職員等の初動体制

(1) 発災直後における災害応急対策

津波災害時においては、災害を感知してからすみやかな対応を求められる。

そのため、発災直後の災害応急対策についてあらかじめ次のとおり定める。

なお、災害対策本部と各担当との連絡は移動系防災行政無線の使用により行う。

また、本計画で定める発災後十数時間経過後の対応については、町地域防災計画 第2章第2節（災害対策本部）に定める分担、または災害対策本部の決定により災害応急対策を実施する。

応 急 対 策 等	担当課等
1 災害対策本部の設置	まちづくり防災課
2 津波情報等の収集	
3 防潮水門等の協議・水門閉鎖指示	
4 避難指示等の発令	
5 各部・関係機関への連絡調整等	
6 防潮水門の閉鎖（遠隔操作）	
7 百石漁港陸閘閉鎖（遠隔操作）	産業課
8 本庁舎（災害対策本部）の電力確保	総務課
9 情報システム及び庁舎ネットワークの被害確認及び応急対応	政策推進課
10 避難者誘導	おいらせ町消防団
11 避難行動要支援者の避難補助	自主防災組織、町内会
12 避難所等の開設	社会教育・体育課、税務課、産業課、子育て支援課、町民課、健康保険課
13 避難所等の開設・運営の補助	会計課、学務課、総務課、介護福祉課、議会事務局
14 大津波避難場所から指定一般避難所等への避難者移送	総務課
15 避難行動要支援者の指定福祉避難所への受入要請	介護福祉課
16 各避難所への物資輸送	財政管財課
17 おいらせ病院利用者の避難対策	おいらせ病院

（2）防潮水門等の閉鎖措置（まちづくり防災課、産業課）

令和7年においらせ消防署の遠隔操作機とシステムが更新され、津波警報以上で、水門閉鎖が自動で行われるようになっており、それに合わせて、防潮水門の操作規則及び管理協定が改訂された。システムが正常に稼働すれば、まちづくり防災課が、おいらせ消防署に赴いて、遠隔操作による水門閉鎖をする必要はない。

ただし、自動水門閉鎖システムに不具合が発生し、上北県土整備事務所からの指示があれば、遠隔操作による水門閉鎖をする必要がある（大津波警報の場合、津波到達までの時間的猶予がなく、安全確保が難しいと判断した場合には、遠隔操作をしないこと）。

百石漁港陸閘の遠隔操作機も、おいらせ消防署に設置してあり、閉鎖の基準についても、

県の自動水門閉鎖システムの設定と合わせて、原則として、津波警報以上で閉鎖するものとする（大津波警報の場合、津波到達までの時間的猶予がなく、安全確保が難しいと判断した場合には、遠隔操作をしないこと）。

なお、遠隔操作による閉鎖措置は2名体制により実施するものとする。

対応事項	津波注意報	津波警報	大津波警報
防潮水門の閉鎖	原則として、 閉鎖しない	閉鎖する システムにより自動閉鎖 ※システムに不具合が発生し、県から指示があれば、遠隔操作での対応必要	閉鎖する システムにより自動閉鎖 ※システムに不具合が発生し、県から指示があれば、遠隔操作での対応必要（安全確保が難しいと判断した場合には、対応しない）
百石漁港陸閘の閉鎖	原則として、 閉鎖しない	閉鎖する	閉鎖する (安全確保が難しいと判断した場合には、対応しない)

また、水門の位置及び閉鎖措置担当課は、図8のとおりとする。

(図8 防潮水門等の配置)



(3) 避難者誘導 (おいらせ町消防団)

津波警報等発表後、避難対象区域内の消防団員は、近隣の地域住民に対し避難の呼びかけ等避難者誘導をしながら、消防団員自身も避難場所へ避難する。

遅くとも津波到達予想時刻 20 分前までに避難対象地域外への避難を開始する。また、夜間等、津波到達予想時刻までに措置を行う猶予が無いと認められるときは、実施しない。

(4) 避難所等の開設

ア) 津波注意報の場合

津波注意報時の避難対象区域に居住地区は含まれないため、原則として、避難所は開設しない。

イ) 津波警報の場合

第2章で定める津波警報発表時の6避難場所は、指定一般避難所としての機能を有することから、発災後すみやかに避難所の開設を行う。

施設名	開設担当課	補助課
いちょう公園体育館	社会教育・体育課	会計課
二川目地区生活会館	町民課	議会事務局
甲洋小学校	税務課	学務課
一川目地区生活会館	子育て支援課	介護福祉課
深沢地区コミュニティセンター	健康保険課	総務課
明神山コミュニティ防災センター	産業課	

ウ) 大津波警報の場合

①大津波避難場所の開設

第2章で定める大津波避難場所のうち、次に掲げる大津波避難場所については、指定一般避難所としての機能を有することから、発災後すみやかに避難所の開設を行う。

施設名	開設担当課	補助課
いちょう公園体育館	社会教育・体育課	会計課
甲洋小学校	税務課	学務課
百石中学校	産業課	総務課
下田小学校	子育て支援課	介護福祉課
町民交流センター	町民課	議会事務局

②指定一般避難所の開設準備

大津波避難場所から移送される避難者を受け入れるため、指定一般避難所を開設する。

施設名	開設担当課	補助課
下田中学校	健康保険課	総務課

注：開設する指定一般避難所が、被災等により使用できない場合は、他の指定一般避難所に変更する場合がある。

エ) 避難所開設体制に関する特機事項

上記イ)、ウ)の開設担当課が主体となって、補助課と協議しながら、配置職員及び従事時間等を調整する。避難所開設時には、職員3名以上で対応し、状況が落ち着

いてきた段階で2名程度での運営に移行する。

(5) 避難者の移送（総務課）

避難者は徒歩により避難することから、避難者が大津波避難場所から指定一般避難所等へ移動する必要がある場合は、町（災害対策本部）によりバス等の車両を手配して移送する。

なお、屋外の大津波避難場所からの移送、または移送距離が長い移送を優先する。

移送する必要がある大津波避難場所		移送先の指定一般避難所	想定移送距離
屋外の大津波避難場所	二川目北	甲洋小学校	4.7 km
	一川目南	百石中学校	1.9 km
	深沢	百石中学校	1.7 km
	松原	いちょう公園体育館	1.4 km
	染屋入口交差点	下田中学校	2.1 km
	稻荷神社（間木）	町民交流センター	1.0 km
	奥入瀬川南岸土地改良区記念碑	下田小学校	1.9 km
屋内の大津波避難場所	中野平集会所	下田中学校	2.8 km

注：移送先の指定一般避難所等は、被害の状況や避難者数等により変更する場合があります。

(6) 各指定一般避難所等への物資輸送（財政管財課）

町農村環境改善センターに隣接する、防災資機材等備蓄倉庫等から備蓄物資を搬出し、各指定一般避難所等へ搬送する。

なお、備蓄物資はおおむね次のとおりである。

備蓄物資	備考
調理不要食糧・飲料水	アルファーマイ、粉ミルク等
毛布等寝具	
衛生用品	マスク、ゴミ袋、トイレットペーパー、紙おむつ、生理用品等
非常用トイレ凝固剤等	下水道施設が使用できない状況下で利用
可搬式発電機、サークルライト等	
対流型石油ストーブ	平常時は本庁舎等において管理

注1：指定一般避難所（学校施設）については、平成27年度に発電設備を整備済

注2：備蓄物資については、別に定める備蓄計画により備蓄を行う。

第4章 津波情報の収集・伝達

町は、テレビ、ラジオ、青森県総合防災情報システム（防災情報ネットワーク）、J-A L E R T（全国瞬時警報システム）、インターネット、緊急速報メール、SNS等、あらゆる手段を用いて地震に関する情報及び津波警報等の収集を行い、迅速かつ確実に住民等に伝達する。

1 津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大
		5m<高さ≤10m	10m	
		3m<高さ≤5m	5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)

※ 大津波警報は、特別警報に位置付けられる。

2 津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

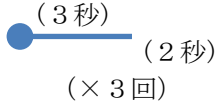

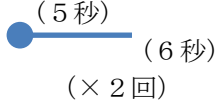


3 地震情報・津波情報の種類

気象庁本庁及び青森地方気象台は、津波警報等が発表されたとき及び県内で震度1以上の地震が発生したときに、情報を発表する。

地震情報	<p>(ア) 震度速報 震度3以上を観測した地域の最大震度とその地域名を発表</p> <p>(イ) 震源に関する情報 発生時刻・震源の位置・地震の規模、「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」を付加して発表</p> <p>(ウ) 震源・震度に関する情報 発生時刻・震源の位置・地震の規模、震度3以上の地域名などを発表</p> <p>(エ) 各地の震度に関する情報 発生時刻・震源の位置・地震の規模、震度1以上の地点名などを発表</p> <p>(オ) その他の情報 地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数などを発表</p>
津波情報	<p>(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 津波予報区ごとの津波の第一波が到達する予想時刻及び予想される津波の高さ</p> <p>(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 津波予報区（当町は「青森県太平洋沿岸」を参照する）ごとの津波の第一波が到達する予想時刻並びに地点（当町は「八戸港」を参照する）ごとの満潮時刻及び津波の第一波が到達する予想時刻</p> <p>(ウ) 津波観測に関する情報 沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表（当町は「八戸港」を参照する） ※ 最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表</p> <p>(エ) 沖合の津波観測に関する情報 沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（当町は「青森八戸沖」を参照する） ※ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉での発表</p> <p>(オ) 津波に関するその他の情報 津波に関するその他必要な事項を発表 津波予報（津波の心配がない場合を除く）を含めて発表</p>

4 津波警報等の伝達

津波警報等については、原則として同報系防災行政無線及びほっとスルメール、町ホームページ、広報車、消防車両等を用いて伝達することを基本とする。

津波警報等の種類	同報系防災行政無線		消防団車両等
	サイレン	音声放送	警鐘
大津波警報	 (3秒) (2秒) (×3回)	大津波警報が発表されました。海岸付近や海拔が低い地域の方は、ただちに高台など安全な場所へ避難してください。	 (連点)
津波警報	 (5秒) (6秒) (×2回)	津波警報が発表されました。海岸付近の方は、ただちに海岸より離れ、高台など安全な場所へ避難してください。	 (2点)
津波注意報	なし	津波注意報が発表されました。海岸付近の方は、ただちに海岸より離れてください。	 (3点、2点)

※ 同報系無線は、J-ALERT（全国瞬時警報システム）による自動起動する。

第5章 避難指示

第4章（情報の収集・伝達）により津波警報等を住民に対し伝達するほか、町は避難対象地域を示し避難指示を発令する。津波警報等と同様に、同報系防災行政無線及びほっとスルメール、町ホームページ、広報車、消防車両等を用いて伝達することを基本とする。

1 避難指示の発令基準

避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1 大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報が発表されたとき 2 おいらせ町役場本庁舎の震度計で激しい地震（おおむね震度5以上）の揺れを観測し、または長時間のゆっくりした揺れを感じ、避難の必要を認めるとき 3 震度5以上の揺れを感じたが、情報伝達システムの異常により、気象庁の警報事項を適時に受け取ることができない場合であって、町長が気象業務法（昭和27年法律第165号）第23条ただし書き及び気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第8条の規定により町長が大津波警報を発表したとき
------	---

2 警報等区分別避難指示地域

区 分	対象地域	伝 達 内 容
津波注意報	百石漁港及び海岸付近	<p>こちらは、防災おいらせ広報（おいらせ町災害対策本部）です。</p> <p>津波注意報が、発表されました。</p> <p>漁港や海岸、河口付近にいる方は、海から離れてください。</p>
津波警報	東日本大震災時に津波が浸水した地域	<p>こちらは、防災おいらせ広報（おいらせ町災害対策本部）です。</p> <p>津波警報が、発表されました。</p> <p>二川目、一川目、深沢、横道、明神下、川口、堀切川地区の東日本大震災の津波浸水範囲と同じ地域に、避難指示を発令しました。ただちに、津波避難場所や、高台へ避難してください。</p> <p>開設避難所は、一川目地区生活会館、二川目地区生活会館、深沢地区コミュニティセンター、明神山コミュニティ防災センター、甲洋小学校体育館、いちょう公園体育館の6施設です。</p> <p>普段飲んでいる薬などがある方は、忘れずに持出し、交通渋滞を避けるため、可能な限り徒歩での避難をお願いします。</p>
大津波警報	青森県津波浸水想定区域の全て	<p>こちらは、防災おいらせ広報（おいらせ町災害対策本部）です。</p> <p>大津波警報が、発表されました。</p> <p>全ての津波浸水想定区域に対して、避難指示を発令しました。ただちに、津波避難場所や、高台へ避難してください。</p> <p>開設避難所は、百石中学校体育館、甲洋小学校体育館、いちょう公園体育館、町民交流センター、下田小学校体育館、下田中学校体育館の6施設です。</p> <p>普段飲んでいる薬などがある方は、忘れずに持出し、交通渋滞を避けるため、可能な限り徒歩での避難をお願いします。</p> <p>（津波到達時間が判明した場合） 津波到達予想時刻は、●時●分です</p>

3 避難指示の発令手順

避難指示は町長が行うが、町長と連絡が取れない場合は副町長が行う。

4 避難指示の伝達方法

避難指示の伝達方法は「第4章4 津波警報等の伝達」と同様とする。

第6章 津波対策等の普及・啓発

町は、円滑な津波避難が行われるよう、津波避難に関する知識や心得等の普及に努める。

1 普及・啓発すべき内容

項目	内容
津波に関する知識	津波避難の必要性について啓発するため、津波の威力や速度など、津波のメカニズムを周知する
避難計画に定める内容	円滑な避難を推進するため、避難場所や避難路、避難方法などを周知する
津波避難・防災上の心得	<ul style="list-style-type: none">・流通が機能停止している状況下であっても、避難者が生活できるよう、非常持出品の必要性について周知する・津波からの避難は、避難の初動が重要であるため、町からの避難指示を待たずに、「強い揺れ」、「ゆっくりとした長い揺れ」、または防災行政無線やテレビ等情報媒体からの「津波警報等」を感知したらすぐに避難を開始するよう周知する・当計画での想定を超える津波も有りうること、またそのような状況にあっても避難できるよう、避難の際にはより高い方へ逃げることを周知する

2 普及・啓発の手法等

(1) 防災安全マップの配布

津波浸水想定区域、避難場所、避難路を記載したハザードマップに加え、津波避難方法の原則や防災上留意すべき点を記載した冊子の防災安全マップを作成して、全戸に配布及び町ホームページで公開する。

(2) 自主防災組織結成の促進

自主防災組織は、地域の避難行動要支援者の避難支援及び災害が長期化した場合の避難所運営等に特に重要な役割を期待する存在である。

そのため、町内全域での自主防災組織の設立を目標とし、自主防災組織育成支援助

成金の交付をはじめとして、その他自主防災組織結成のために必要な支援を行う。

(3) 自主防災組織リーダーの育成

リーダー研修会等の実施により、自主防災組織の中核となるリーダーに必要な知識等の習得を支援し、自主防災組織の活動が円滑に行われるために必要な支援を行う。

(4) 防災教育の実施

小・中学校または保育園など、子どもに対する防災教育を積極的に実施し、多くの世代に対し津波避難への関心を喚起して円滑な避難を推進するとともに、子どもが家族や教師等と離れている状況であっても、津波避難が実行されるようにする。

(5) 被害記録等の保存・伝承

東日本大震災の被害記録・復興記録を保存し、伝承することにより、後世の避難対策・復興対策に資する。

(6) 避難訓練

本計画の普及、検証を目的として次のとおり津波避難単独目的の訓練もしくは総合防災訓練において避難訓練を実施する。主な内容は次のとおりとする。

- ア) 災害対策要員の参集、災害対策本部運営訓練
- イ) 津波警報等の情報伝達訓練
- ウ) 避難指示の伝達訓練
- エ) 津波避難実働訓練、避難誘導訓練
- オ) 避難行動要支援者に対する避難支援訓練
- カ) 避難所運営訓練

第7章 その他留意点

1 観光客、釣り客等の避難対策

(1) 情報伝達

観光客、釣り客等に対しては、防災行政無線や緊急速報メール等により、迅速に情報伝達する。

(2) 看板・誘導標識の設置

観光客等の地理不案内で津波の認識が低い外来者でも認識できるよう、海拔表示や避難場所への誘導標識等の設置をする。

また、誘導標識等については可能な範囲で J I S ・ I S O 化された津波に関する統

一標識の図記号を用いる。

2 避難行動要支援者の避難対策

津波避難における避難行動要支援者の避難対策については、避難行動要支援者となりうる要因に応じて留意する必要がある。

なお、津波避難において避難行動要支援者となりうるものの例は次表のとおりである。

避難行動要支援者となりうる要因	避難行動要支援者の例
情報伝達面	視聴覚障がい者、外国人、子ども等
行動面	視聴覚障がい者、心身障がい者、高齢者、病人、乳幼児等

(1) 避難行動の援助

地域の住民や自主防災組織、ボランティア等の支援が必要不可欠であり、日頃から地域のコミュニティ、福祉・ボランティア団体等との連携を図り、組織的な支援体制の確保に努める。

避難行動要支援者台帳への登録を推進し、個々の避難行動要支援者ごとに避難支援者との関連付け等を明らかにした個別避難計画を策定する。

(2) 社会福祉施設、学校、医療施設の管理者等の避難対策

津波浸水想定区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設の管理者は、津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に対する計画（避難確保計画）を作成する必要がある。

参考資料

参考資料1 各条件の詳細と検証結果

(1) 避難困難地域外

検証事項：第1波到達までに、避難目標地点（避難対象地域外）への移動が間に合うか。

※避難困難地域として抽出されなかった地域の検証。

対象範囲：避難対象地域のうち最大波避難困難地域、第1波避難困難地域のどちらにも該当しない地域。

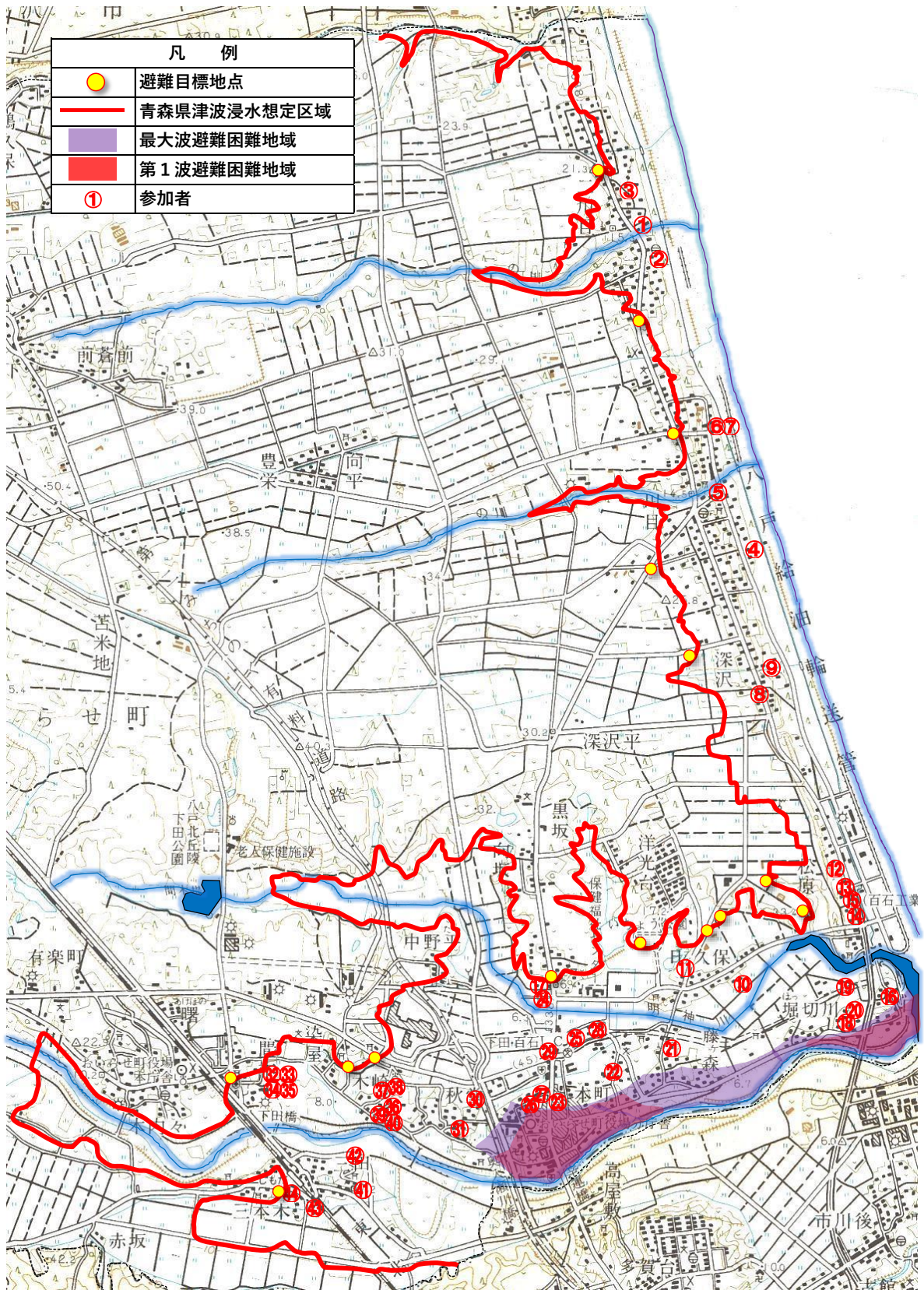
目標時間：33分

参加者数：44名

検証結果：

No.	地区名	年代	避難目標地点 到着時間	No.	地区名	年代	避難目標地点 到着時間
1	二川目	80代	09分29秒	23	五丁目	70代	12分50秒
2	二川目	70代	09分55秒	24	六丁目	70代	02分59秒
3	二川目	70代	03分35秒	25	六丁目	40代	04分57秒
4	一川目	50代	15分50秒	26	上新町	60代	13分10秒
5	一川目	50代	08分48秒	27	上新町	70代	12分35秒
6	一川目	40代	04分18秒	28	下前田	70代	09分43秒
7	一川目	10代	04分18秒	29	苗振谷地	60代	09分02秒
8	深沢	70代	09分43秒	30	秋堂	70代	12分48秒
9	深沢	50代	08分40秒	31	秋堂	60代	12分49秒
10	日ヶ久保	50代	08分47秒	32	間木	70代	05分38秒
11	日ヶ久保	50代	03分56秒	33	間木	70代	05分15秒
12	横道	60代	10分30秒	34	間木	70代	05分15秒
13	横道	70代	10分30秒	35	間木	70代	05分38秒
14	明神下	70代	06分29秒	36	木崎	70代	08分21秒
15	明神下	70代	06分25秒	37	木崎	70代	05分45秒
16	川口	60代	20分00秒	38	木崎	60代	04分18秒
17	根岸	30代	03分23秒	39	木崎	70代	07分42秒
18	堀切川	60代	17分59秒	40	木崎	70代	07分41秒
19	堀切川	70代	17分19秒	41	三田	70代	10分30秒
20	堀切川	70代	17分52秒	42	三田	60代	08分35秒
21	藤ヶ森	70代	12分08秒	43	三本木	60代	20分56秒
22	藤ヶ森	60代	13分58秒	44	三本木	70代	00分58秒

(参考図1 避難困難地域外検証位置図)



(2) 最大波避難困難地域

検証事項：第1波到達までに避難通過地点（第1波浸水想定区域外）へ、その後最大波到達までに避難目標地点（避難対象地域外）への移動が間に合うか。

※最大波避難困難地域に対する対策の検証。

対象範囲：最大波避難困難地域のうち第1波避難困難地域に該当しない地域。

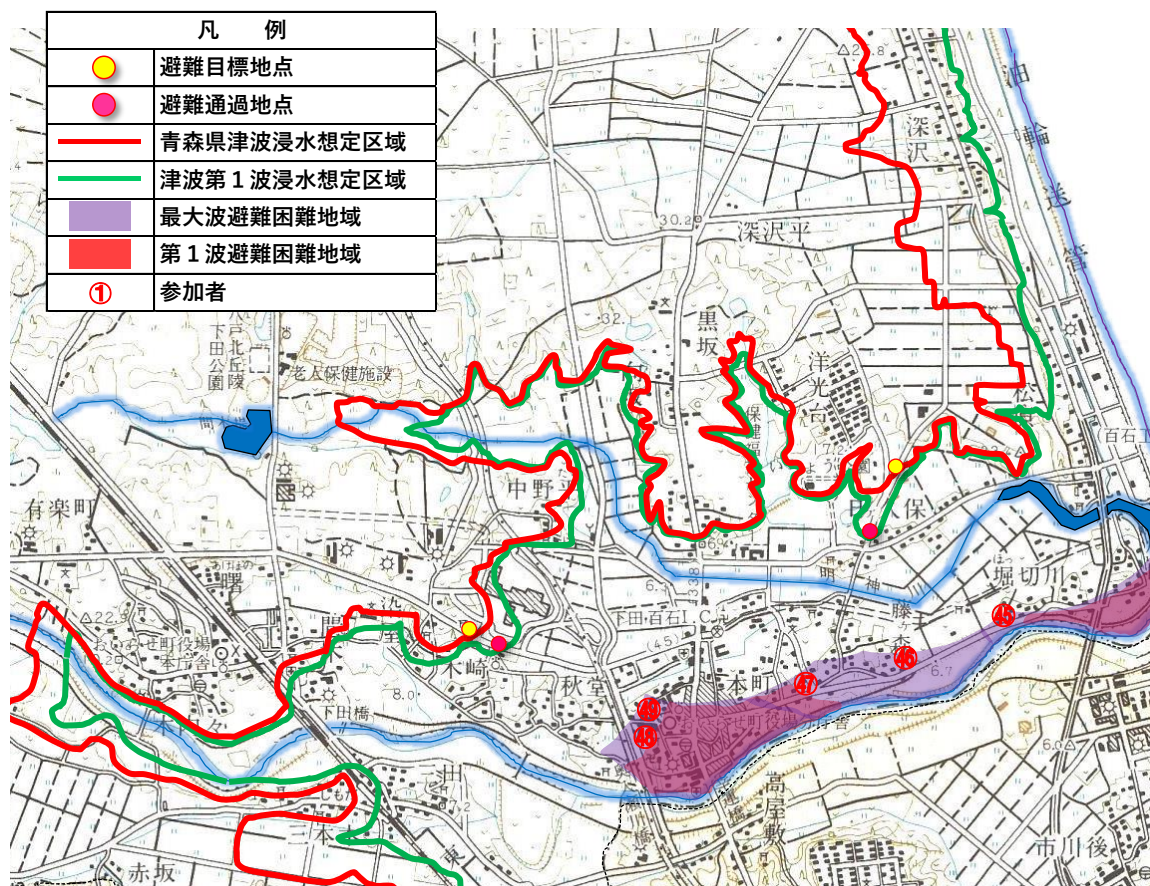
目標時間：33分（避難通過地点）、49分（避難目標地点）

参加者数：5名

検証結果：

No.	地区名	年代	避難通過地点 到着時間	避難目標地点 到着時間
45	堀切川	70代	11分15秒	15分49秒
46	藤ヶ森	70代	12分55秒	18分06秒
47	藤ヶ森	60代	12分55秒	18分06秒
48	上新町	60代	15分53秒	18分32秒
49	上新町	70代	13分53秒	16分52秒

(参考図2 最大波避難困難地域検証位置図)



(3) 第1波避難困難地域

検証事項：第1波到達までに緊急避難施設への移動が間に合うか。

※第1波避難困難地域に対する対策の検証。

対象範囲：第1波避難困難地域。

目標時間：33分

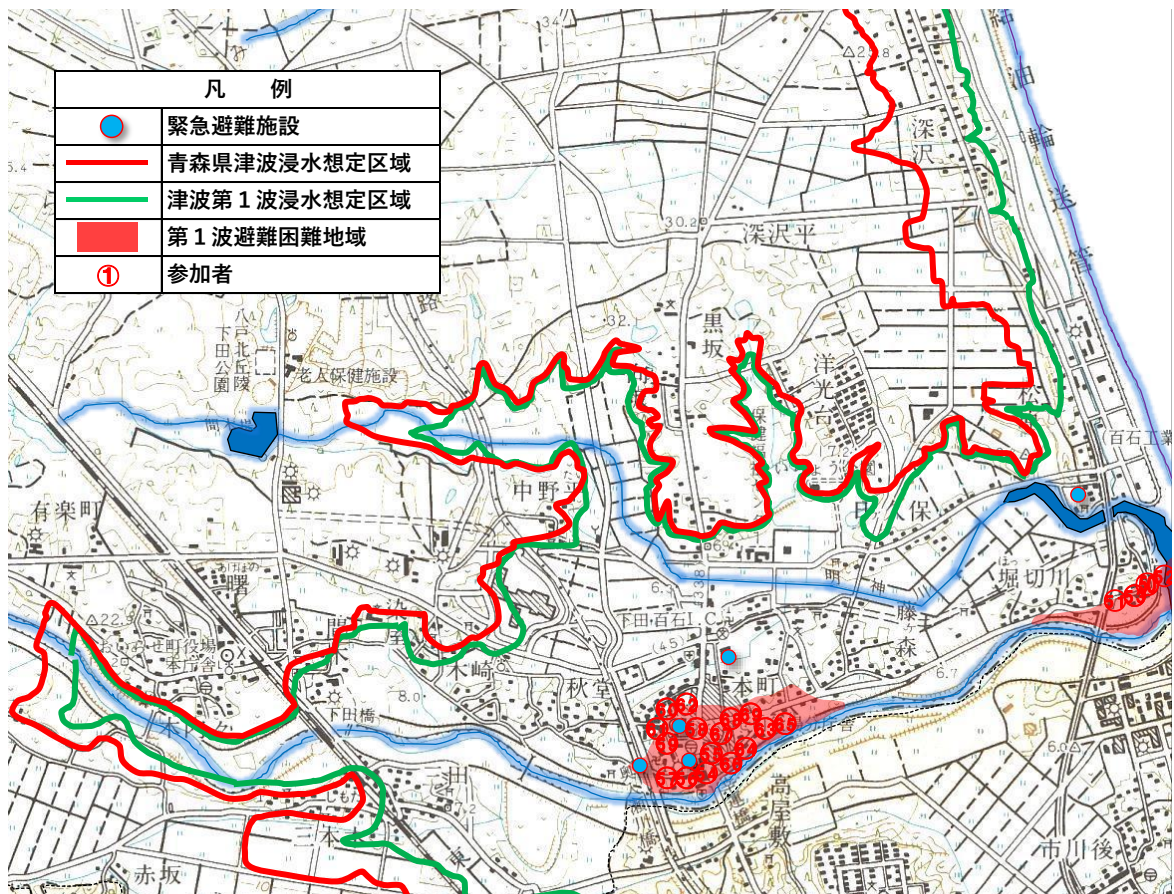
参加者数：20名

検証結果：

No.	地区名	年代	避難目標地点 到着時間
50	川口	70代	17分38秒
51	川口	70代	14分30秒
52	川口	60代	11分32秒
53	川口	70代	11分32秒
54	一丁目	60代	05分05秒
55	二丁目	60代	01分25秒
56	八幡町	60代	03分49秒
57	八幡町	70代	03分55秒
58	中央町	70代	09分06秒
59	上新町	70代	08分42秒

No.	地区名	年代	避難目標地点 到着時間
60	上新町	70代	07分59秒
61	上新町	70代	08分30秒
62	上新町	80代	07分16秒
63	肴町	50代	09分48秒
64	肴町	50代	09分04秒
65	肴町	50代	12分15秒
66	肴町	50代	10分34秒
67	大工町	60代	10分50秒
68	大工町	70代	05分19秒
69	新町	60代	07分13秒

(参考図3 第1波避難困難地域検証位置図)



(4) 避難困難地域から避難対象区域外

検証事項：第1波到達までに、避難目標地点（避難対象地域外）への移動が間に合うか。

参考として避難通過地点（第1波浸水想定区域外）までの移動時間も計測。

※避難困難地域の抽出において、第1波到達までに避難目標地点（避難対象地域外）への避難が間に合わないだろうと予想された地域は、本当に間に合わないのか検証。

対象範囲：第1波避難困難地域。

目標時間：—

参加者数：16名

検証結果：

No.	地区名	年代	避難通過地点 到着時間	避難目標地点 到着時間
63	肴町	50代	—	19分37秒
64	肴町	50代	23分41秒	26分54秒
65	肴町	50代	—	23分50秒
66	肴町	50代	22分08秒	25分04秒
70	一丁目	50代	—	17分11秒
71	三丁目	70代	—	17分11秒
72	四丁目	60代	—	12分50秒
73	上新町	60代	18分22秒	21分41秒
74	上新町	70代	—	15分29秒
75	上新町	70代	13分53秒	17分05秒
76	上新町	70代	—	15分29秒
77	上新町	70代	—	14分07秒
78	上新町	60代	—	15分29秒
79	上新町	60代	15分53秒	18分29秒
80	上新町	60代	14分22秒	17分04秒
81	川口	60代	—	16分12秒

(参考図4 避難困難地域から避難対象区域外検証位置図)

